

令和4年度第7回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年10月11日(火)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開会 令和4年10月11日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右 6番 石井 裕 7番 嶋田 正忠
8番 宮本 静子 9番 木山 倫彦 10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 楠田 源志 池上 春男
六栄区域 平木 誠志 木原 大介
長洲・清里区域 坂井 隆浩 濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番 土山 秋吉 3番 杉本 和明 4番 徳永 章 5番 中嶋 英徳

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

中村 建治 城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 前田 敦
農業委員会事務局 書記 濱井 翔太
農林水産課 課長補佐 鈴木 康博
農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項による合意解約届について
 - ・ 報告第 1 3 号 農地の形状変更届について
 - ・ 議案第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第 2 8 号 農用地利用集積計画（案）について
- その他

(吉田事務局長)

それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。起立、礼、それでは、ただ今から令和4年度第7回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

皆さん、あらためましておはようございます。今日は、もう 稲刈りが始まって欠席が今日は多いようでございますが、定数には達しておりますので開かれるような状況でございます。あと一人欠席ということになると、これが開かれないような状態になりますので、その辺は皆さんもよく考えて休んでいただきたいというふうに思います。挨拶にはいりますが、9月10月は本当に台風の月ともいいますが、10月に入りますと気候が急に冷えてきて、台風の心配は、もうおそらく無いだろうというふうに言われております。この前の11号14号と立て続けに九州を襲いましたけれども、14号の台風なんて前の話が大きい大きいという話で伊勢湾台風なみの大きさだったらしいんですね。実際に有明海を通過して荒尾を通過して大牟田・柳川を抜けましたけど、この長洲町は案外、風が吹かなかったなあというふうに思っております。南の方の人吉・球磨の方は相当被害が出ておりました。この長洲町はよかったなあという風に思います。もういよいよ休みも多くなってはおりますが、稲刈りも始まりました。病気・怪我をしないように頑張ってくださいと思います。稲刈りが終わりましたら、次の仕事、次の仕事と次から次と出てきます。どうぞ、コロナはだいぶ少なくなりましたので、安心はできませんけれども用心しながら、病気・怪我もかねて一緒にしないようにかからないようにしていただきたいと思います。今日は、第7回の農業委員会の定例会でございます。よろしく願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員のご報告をいたします。2番 土山委員 3番 杉本委員 4番 徳永委員 5番 中嶋委員から欠席の連絡が入っております。それから、推進委員の中村推進委員、城戸推進委員の方からも欠席の連絡がっております。本日の出席委員は10名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

(濱北会長)

それでは、これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第12号 農地法第18条第6項による合意解約届について

報告第13号 農地の形状変更届について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積計画(案)について

を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は6番 石井委員 7番 嶋田委員にお願いをいたします。

早速議事に入ります。1ページです。「報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号8番から10番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がございました。この件について何か質問等がございますか。 ないですか？

ありません の声

(濱北会長)

ありがとうございます。なければ報告第12号を終わります。

(濱北会長)

次に進みます。2ページです。「報告第13号 農地の形状変更届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

報告第13号 農地の形状変更届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2ページ、受付番号1番と2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましては、1番が、耕作放棄地となっている農地を耕作できるように再生する目的ということです。実際、現地は荒廃化してきており また、水が取れないため、耕作品目については検討中ということがございます。また、2番につきましては、大雨の際に土砂崩れを起こしている農地で、土砂崩れを防止するために形状を変更するという事です。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

この件について、何か質問等がございますか。

(増岡委員)

はい。10番増岡です。このことは、ちょっと事件があつて襲われたところで、私も最初農地を買い受けたというところで立ち会った所があつたんですが、2番のほうの折崎は、前

の方はとても綺麗に作ってあった所を何か作るのかなあ、大豆でも植えられるのかなあと思っていたところを草ぼうぼうのままほってありました。前の人ができてるところをどうしてできないのかなあと。

それから、先日 通ったときにすでに盛土されておりました。これは、始めから農業をする気はなくて違う目的でされたのかなあと考えておりますけれども、いろいろ事件があって地元の人から聞くと事件防止のため綺麗にした方が防犯のためにいいだろうというのが、主人が地元の人から聞きました。防犯のためとか土砂崩れの防止のためとかいうと聞こえはいいけど、令和 2 年度に起こした土砂崩れを起こした農地であるためとあるけど、それを承知したなら、その他のところも農地として出来たのにどうしてなんだろうと思いました。どのようにお考えになるのかだんだんはたけをしなくなる。次行くのは他の方に使われるのかなあと。きれいにするのを、法の上を抜けてされるのはどうなのかなあと思います。農地を守るのも難しくなっているのもありますけれども・・・

(濱北会長)

今の件でなにか・・・

(事務局)

今回 申請の部分ていうのは令和 2 年に大雨が降って、実際土砂崩れをおこして その補強で工事とかされたところではあるんですが、下の崩れたところはしてあるんですが、今回形状変更は盛土ではなくて切土で申請が出てるんですね。

(平木委員)

2 年前は、前の人の持ち主だったんで、綺麗にされたのは 自分の所の敷地の方をブロックを積まれて、土砂崩れしたところは前の人の持ち主で自分の所の方に持ち上げて上の方に土留めをされた状態でした。それで、購入されたのは去年で 1 年間はそのまかにされました。北側に大きな木が 3 本くらいあってそれを切られて安全に下を通れるのでいいと思います。地目は、田になってますが、きちんと管理されてるし、7m くらい下げられるので僕らはいいいと思います。

(事務局)

今回は、形状変更届ということで許可ではなくて届出になります。

(平木委員)

要は 認可ていうのは 誰がするわけ？しないで、受付だけすると本人はしていいわけでしょ。

(事務局)

届出をしてもらうといいので・・・

(平木委員)

書類だけ見てるだけていうことでしょう。委員会は・・・

(事務局長)

議決を要しないということです。一定の要件を満たしていればしてもいいってことです。

(濱北会長)

他に、ありませんか。

ありません の声

(濱北会長)

なければ報告第 13 号を終わりといたします。

次に進みます。4 ページです。議案第 27 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長)

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 4 ページから 7 ページ、受付番号 12 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 3 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、資材置場及び駐車場用地のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域（準工業地域）である為、第 3 種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 12 月 1 日より着工予定、令和 5 年 2 月 28 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、資材置場・駐車場用地として必要な面積として適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、資材置場であり、造成工事を行う予定もないため、周辺農地への影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ですが、オーバーフロー分は傾斜をつけ西側水路に放流されるということです。

以上、受付番号 12 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の 9 番の 木山委員をお願いいたします。

(木山委員)

9番 木山です。ここの場所はですね。清源寺の国道の地図を見てもらうと分かりますけれども山栄サッシ屋さんの隣になります。ここは1回家を建てて言う話で石とかなんとか入れられて建たなかったのを石を掘り出して地主さんの親戚のかたが今ただ起こされている状態です。なんら問題はないかと思えますけど、水路側の盛土の法面が崩れかかっているんです。そこを崩れないようにしてもらえるといいと思います。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございます。続きまして、推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。

(楠田推進委員)

清源寺の楠田です。いま木山委員が報告されました通り、ここは前 麦なんかを作っておりましたけれども、耕作者が亡くなられて 今 報告された通り息子さんが耕運されよるような状態です。ここは言われた通りきちんとしてもらったほうがいいと思います。審議の程よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、何か質問等がありますか。 ないですか。

(濱北会長)

なんか 今 楠田委員から言われた そこだけは どがんか・・・

(楠田推進委員)

こっちからお願いするわけにはいかんとですか？

(事務局)

一応 行政書士さん通して その旨は・・・

(楠田推進委員)

ブロックを1段位積んでしてもらおうと、田んぼに落ちらんごつ。

(濱北会長)

他にございませんか。

ありません の声あり

(濱北会長)

ないようでしたら、採決をいたします。議案 27号 受付番号 12番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 27号 受付番号 12番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。8ページです。受付番号 13番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案書の 8・9 ページ、受付番号 13 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 6 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う贈与による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である為、第 1 種農地と判断しており、原則として不許可となりますが、例外的に許可できる場合が定められております。例外要件につきましては、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するものであつて事業目的に供すべき土地の面積に占める第 1 種農地の面積の割合が 3 分の 1 を超えない敷地拡張を行う場合、不許可の例外に該当します。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査通知が事業費と同額のため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 11 月 10 日より着工予定、令和 5 年 10 月 9 日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるもので、非農家住宅基準面積概ね 500 m²を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、近隣に土砂がいかないように留意することとすることです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応することとすることです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を経由し北側側溝に放流、雨水は自然浸透ということとすることです。

以上、受付番号 13 番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の 6 番 石井委員にお願いいたします。

(石井委員)

6 番 石井です。場所はですね。古城から雲雀ヶ丘団地に行く一番上に登ったところの、右の家の裏になるんです。右の家が、申請人の親が住んでいて、家を建てるうちゆうことで、何ら問題はないと思います。1 種農地っていうそれ意外は・・・ 審議の程よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

(平木推進委員)

平木です。建設場所等々につきましては、石井さんが申されたとおりだと思います。ちょっと私が気になるのはですね、ここの位置関係が北側側溝で書いてあるんですけど、北側側溝よりもちょっと下がっているんじゃないかなあというのがひとつと、この側溝に合併浄化槽で処理した汚水も流すって書いてありますけれども、側溝に流していいんですか？それだけ、ちょっと気になるんですけども。

(事務局)

合併浄化槽でろ過した分は、側溝の方に流していいです。

(平木推進委員)

目の前の側溝にさっささっさ流していいってということですか？側溝というのは、汚泥流していいのかなて思いまして。処理したやつを、臭い等々が出るかどうかわかりませんが・・・

(事務局長)

昔は住宅なんかも下水道が整備されてないところは合併浄化槽で処理して、最終的には、側溝に流してましたので、そのために基準があるわけなので、さすがに法律を犯して計画はされてないとおもいますので・・・

(濱北会長)

ほかにないですか。

ないです の声

(濱北会長)

なければ採決をします。議案 27 号 受付番号 13 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 27 号 受付番号 13 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。10 ページです。今日の最後「議案第 28 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 28 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。今回の申請につきましては、11 ページが総括表となり 2022 年の期間ごとの総括になります。12 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、13 ページ 賃借権 5 件 9 筆 12,677 m²、14 ページ期間借地 3 件 5 筆 2,971 m² 15 ページ 使用貸借権 3 件 3 筆 2,931

m²、となっております。

以上、議案第 28 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。 採決をしていいですか。

はい。の声あり

(濱北会長)

議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、何か 意見等がありますか。

(増岡委員)

ちょっといいですか？もう だいぶ前になるんですけども、今年雨が少なかった時、ある方から赤田の実家の方で流れてる水が赤いと、川が赤かったと。汚泥ですよ。そこの水を田んぼに引いてるところ、赤田とか葛輪とかお米づくりに使ってる水の水質検査をしてるのか？してるなら安心ですよ。してないなら、安心してお米が食べられないよと、言われて、よく分らないので、個人の汚水を気にしてるので、企業が垂れ流してるかが気になるので、水質検査してるかどうか知りたい。

(石井委員)

すみません。自分たちもため池つくっとつとですよ。ため池のあれプランクトンでしょうね。雨の降らんと真っ赤にしとつとですよ。たまたまそれが、流れた時かなあて思っ。

(増岡委員)

ですかね？だけど、水質検査したら 安心して思うて言うんで、ある程度してほしいと。特に企業から流れたところ、あそこのところをしてほしいと。

(事務局長)

まず、一般論としてさっきの個人住宅と一緒に、企業もまあ種類にもよりますけれども、まず外に水を出すというところには、一定の環境基準があります。それで、クリアしてないと指摘を受けると。そういう事実があったときには、知らせてほしいと。

(濱北会長)

他にございませんか。なければ、今日は、私から一言ちょっとお願いというか、報告がございまして聞きづらいなあと思いますけど・・・9月30日に全国農業新聞の担当者がいらっしやいまして、少ないです、皆さんに見ていただけないかなあと思っ。

